

特別聴講学生 短期交流プログラム

年度

受入代表者氏名	(自署)
プロジェクト名	(日本語)
	(英語)
開 講 時 間	時間/週
概 要	(日本語)
	(英語)

注) 特別聴講学生のうち外国の大学等との協定等に基づく者は、「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二項の基準を定める省令」(法務省令第十六号)の定めるところにより、一週間に付き十時間以上聴講することが必要となります。